

# 自立支援医療の経過的特例について

令和6年3月31日までとされていた経過的特例については、令和6年3月29日に公布された障害者総合支援法施行令の改正により令和9年3月31日まで延長されました。

## 経過的特例対象者

以下のいずれにも該当される方

- ・市町村民税課税額年23万5千円以上（一定所得以上）の世帯で
- ・高額治療継続者（いわゆる重度かつ継続）の方

※ 現在、当制度の医療受給者証をお持ちの方で自己負担上限額が2万円となっている方

障害者総合支援法において、令和9年3月31日までの経過的特例となります。

令和9年4月1日以降については、厚生労働省において検討中のため、現時点では未定です。

経過的特例の対象の方については、有効期間内に令和9年4月1日以降の日付が含まれている場合、医療受給者証の備考欄に以下の通り記載されています。



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

ただし、経過的特例措置が延長されない場合には、有効期間は令和9年3月31日までとなります。

経過的特例が延長されなかった場合、支給認定期間は令和9年3月31日となり、令和9年4月1日以降は、本制度による医療費助成を受けることはできません。

経過的特例が延長された場合は、有効期間の「～令和〇年〇月〇日」までの部分に記載された日まで、お持ちの医療受給者証により本制度の医療費助成を受けることができます。

御不明な点等につきましては、お住まいの市町村へお問い合わせください。  
なお、千葉市在住の方は、千葉市の各区保健福祉センターへお問い合わせください。

令和8年4月 千葉県



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん